

○国家公安委員会規則第十七号

自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第三十五号）の施行に伴い、並びに自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和三十七年法律第四百十五号）第十五条及び第十六条の規定に基づき、自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年十一月一日

国家公安委員会委員長 坂井 学

自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する規則

自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則（平成三年国家公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後

欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定及び二重傍線を付した共通見出しで改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
(保管場所の確保を証する書面の交付の申請の手続等) 第一条 自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第三百二十九号）第二条第一項の規定により自動車の保有者が行う自動車の保管場所の確保等に関する法律（以下「法」という。）第四条第一項の書面の交付の申請は、申請書二通（都道府県公安委員会規則で別段の定めをしたときは、一通）を当該申請に係る場所の位置を管轄する警察署長に提出して行うものとする。 2 「略」 3 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、前項第二号に掲げる書面の添付を省略することができる。ただし、警察署長は、当該申請に係る場所の付近の目標となる地物及びその位置を知るため特に必要があると認めるときは、同号に掲げる書面の提出を求めることができる。 一 当該申請に係る使用の本拠の位置が旧自動車（当該申請者が保有者である自動車であつて当該申請に係るもの以外のものをいう。以下この号において同じ。）に係る使用の本拠の位置と同一であり、かつ、当該申請に係る場所が当該旧自動車の保管場所とされているとき。 二 「略」 「項を削る。」	(保管場所の確保を証する書面の交付の申請の手続等) 第一条 自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第三百二十九号）第二条第一項の規定により自動車の保有者が行う自動車の保管場所の確保等に関する法律（以下「法」という。）第四条第一項の書面の交付の申請は、申請書二通（都道府県公安委員会規則で別段の定めをしたときは、一通。第四条第一項及び第八条第二項において同じ。）を当該申請に係る場所の位置を管轄する警察署長に提出して行うものとする。 2 「同上」 3 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、前項第二号に掲げる書面の添付を省略することができる。ただし、警察署長は、当該申請に係る場所の付近の目標となる地物及びその位置を知るため特に必要があると認めるときは、同号に掲げる書面の提出を求めることができる。 一 当該申請に係る使用の本拠の位置が旧自動車（当該申請者が保有者である自動車であつて当該申請に係るもの以外のものをいう。以下この号及び次項において同じ。）に係る使用の本拠の位置と同一であり、かつ、当該申請に係る場所が当該旧自動車の保管場所とされているとき。 二 「同上」 4 前項第一号の規定により第二項第二号に掲げる書面の添付を省

4|| 「略」

(保管場所の確保を証する通知の申請の手続等)

第二条 「1・2 略」

3 前条第三項の規定並びに国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成十五年国家公安委員会規則第六号。以下この項において「規則」という。）第四条第三項及び第四項の規定は第一項の申請について、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第六条第三項の規定は第一項の規定により行われた申請の到達時期について、それぞれ準用する。この場合において、前条第三項中「前項の」とあるのは「第二条第二項の」と、「前項第二号に掲げる書面の添付」とあるのは「第一条第二条第二号に掲げる書面に記載すべき事項の入力」と、「の提出」とあるのは「に記載すべき事項の入力」と、規則第四条第四項中「国家公安委員会が情報通信技術活用法第六条第一項」とあるのは「自動車の保管場所の確保等に関する法律第四条第一項ただし書の申請に係る場所の位置を管轄する警察署長が自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則第二条第一項」と、「国家公安委員会の」とあるのは「当該警察署長の」と読み替えるものとする。

略する場合には、当該申請に係る申請書に当該旧自動車に表示されている保管場所標章に係る保管場所標章番号を記載しなければならない。

5|| 「同上」

(保管場所の確保を証する通知の申請の手続等)

第二条 「1・2 同上」

3 前条第三項及び第四項の規定並びに国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成十五年国家公安委員会規則第六号。以下この項及び第五条第二項において「規則」という。）第四条第三項及び第四項の規定は第一項の申請について、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第五条第二項において「情報通信技術活用法」という。）第六条第三項の規定は第一項の規定により行われた申請の到達時期について、それぞれ準用する。この場合において、前条第三項中「前項の」とあるのは「第二条第二項の」と、「前項第二号に掲げる書面の添付」とあるのは「第一条第二項第二号に掲げる書面に記載すべき事項の入力」と、「の提出」とあるのは「に記載すべき事項の入力」と、前条第四項中「第二項第二号に掲げる書面の添付」とあるのは「第一条第二項第二号に掲げる書面に記載すべき事項の入力」と、「に係る申請書に」とあるのは「を行う者の使用に係る電子計算機から」と、「記載」とあるのは「入力」と、規則第四条第四項中「国家公安委員会が情報通信技術活用法第六条第一項」とあるのは「自動車の保管場所の確保等に関する法律第四条第

(届出の手續)

第三条 法第五条、第七条（法第十三条第四項及び附則第七項において準用する場合を含む。）、第十三条第三項又は附則第六項の規定による届出は、別記様式第二号の届出書を提出して行うものとする。

2 第一条第二項及び第三項（ただし書を除く。）の規定は、前項の届出について準用する。この場合において、同条第三項第一号中「ある」とあるのは「あり、又は保有者であった」と、「いる」とあるのは「おり、又は当該届出の日前十五日以内に保管場所とされていた」と読み替えるものとする。

「見出しを削る。」

「条を削る。」

一項ただし書の申請に係る場所の位置を管轄する警察署長が自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則第二条第一項」と、「国家公安委員会の」とあるのは「当該警察署長の」と読み替えるものとする。

(届出の手續)

第三条 法第五条、第七条第一項（法第十三条第四項及び附則第八項において準用する場合を含む。）、第十三条第三項又は附則第七項の規定による届出は、別記様式第二号の届出書を提出して行うものとする。

2 第一条第二項から第四項まで（第三項ただし書を除く。）の規定は、前項の届出について準用する。この場合において、同条第三項第一号中「ある」とあるのは「あり、又は保有者であった」と、「いる」とあるのは「おり、又は当該届出の日前十五日以内に保管場所とされていた」と、同条第四項中「いる」とあるのは「おり、又は当該届出の日前十五日以内に表示されていた」と読み替えるものとする。

(保管場所標章の交付の手續)

第四条 法第六条第一項（法第七条第二項（法第十三条第四項及び附則第八項において準用する場合を含む。）、第十三条第四項及び附則第八項において準用する場合を含む。第六条において同じ。）の規定により保管場所標章を交付しようとする警察署長は、当該保管場所標章の交付を受けようとする者（法第四条第一項ただし書の申請を行う者を除く。）に対し、申請書二通の提出を求めなければならない。

「条を削る。」

2 前項の申請書の提出を受けた警察署長は、当該自動車の保有者に対し、当該自動車に係る保管場所標章の交付に併せて、通知書を交付しなければならない。

3 第一項の申請書及び前項の通知書の様式は、別記様式第三号のとおりとする。

第五条 法第四条第一項ただし書の申請に係る場所の位置を管轄する警察署長は、当該申請を行う者に対し、当該申請に併せて法第六条第一項の保管場所標章の交付の申請を求めなければならない。

2 第二条第一項及び第二項並びに規則第四条第三項及び第四項の規定は前項の申請について、情報通信技術活用法第六条第三項の規定は前項の規定により求められた申請の到達時期について、それぞれ準用する。この場合において、第二条第一項中「に係る場所の位置を管轄する」とあるのは「を求めた」と、同条第二項中「前条第一項の申請書に記載すべき事項並びに同条第二項第一号に掲げる書面に記載されている事項又はこれに記載すべき事項並びに同項第二号及び第三号に掲げる書面」とあるのは「第四条第一項の申請書」と、規則第四条第四項中「国家公安委員会が情報通信技術活用法第六条第一項」とあるのは「自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則（以下この項において「施行規則」という。）第五条第一項の申請を求めた警察署長が同条第二項において読み替えて準用する施行規則第二条第一項」と、「国家公安委員会の」とあるのは「当該警察署長の」と読み替えるものとする。

「条を削る。」

「条を削る。」

「条を削る。」

3 第一項の申請を求めた警察署長は、法第四条第一項ただし書に規定する通知に係る自動車の保有者に対し、当該自動車に係る保管場所標章の交付に併せて、通知書を交付しなければならない。

4 前項の通知書の様式は、別記様式第四号のとおりとする。

（保管場所標章の様式）

第六条 法第六条第一項の国家公安委員会規則で定める様式は、別記様式第五号のとおりとする。

（保管場所標章の表示の方法）

第七条 法第六条第二項（法第七条第二項（法第十三条第四項及び附則第八項において準用する場合を含む。）、第十三条第四項及び附則第八項において準用する場合を含む。）の規定による保管場所標章の表示は、当該保管場所標章を当該自動車の後面ガラスに、当該保管場所標章に表示された事項が後方から見やすいようにはり付けることにより行わなければならない。ただし、当該自動車に後面ガラスがない場合、当該自動車の後面ガラスにはり付けた場合において保管場所標章に表示された事項を後方から見たことが困難であるときその他保管場所標章を当該自動車の後面ガラスにはり付けることが適当と認められない場合にあつては、当該自動車の車体の左側面に保管場所標章に表示された事項が見やすいようにはり付けることにより行わなければならない。

（保管場所標章の再交付）

第八条 法第六条第三項（法第七条第二項（法第十三条第四項及び附則第八項において準用する場合を含む。）、第十三条第四項及び附則第八項において準用する場合を含む。以下この条において

同じ。）の国家公安委員会規則で定める場合は、次のとおりとする。

- 一 当該自動車の保管場所標章がはり付けられた後面ガラス又は車体の左側面の部分を取り除かれた場合
- 二 保管場所標章のはり付けが不完全になった場合
- 三 前二号に掲げるもののほか、再交付を受けることについて正当な理由があると認められる場合

2 法第六条第三項の規定による保管場所標章の再交付の申請は、申請書二通を提出して行うものとする。

3 第四条第二項の規定は、前項の規定により保管場所標章の再交付の申請を受けた警察署長について準用する。この場合において、第四条第二項中「当該自動車の」とあるのは「当該保管場所標章の再交付を受けることとなる者が当該申請に係る自動車の保有者であることを確認した上、当該自動車の」と読み替えるものとする。

4 第二項の申請書及び前項において準用する第四条第二項の通知書の様式は、別記様式第六号のとおりとする。

（運行供用制限命令に係る文書の記載事項）

第九条 「同上」

（運行供用制限命令に係る標章の様式）

第十条 法第九条第二項の国家公安委員会規則で定める様式は、別記様式第七号のとおりとする。

（運行供用制限命令に係る自動車の保管場所確保の申告の手続）

第十一条 法第九条第三項の規定による申告は、別記様式第八号の

（運行供用制限命令に係る文書の記載事項）

第四条 「略」

（運行供用制限命令に係る標章の様式）

第五条 法第九条第二項の国家公安委員会規則で定める様式は、別記様式第三号のとおりとする。

（運行供用制限命令に係る自動車の保管場所確保の申告の手続）

第六条 法第九条第三項の規定による申告は、別記様式第四号の申

告書を提出して行うものとする。

(聴聞の手続)

第七条 「略」

申告書を提出して行うものとする。

(聴聞の手続)

第十二条 「同上」

別記様式第1号（第1条関係）

自動車保管場所証明申請書			
車名	型式	車台番号	自動車の大きさ
			長さ センチメートル 幅 センチメートル 高さ センチメートル
自動車の使用の本拠の位置			
自動車の保管場所の位置			
自動車の保管場所の位置欄記載の場所は、申請に係る自動車の保管場所として確保されていることを証明願います。			
年 月 日 警察署長 殿 〒 () 住 所 申請者 氏 名 電話			
第 号 自動車保管場所証明書 自動車の保管場所の位置欄記載の場所は、上記申請に係る自動車の保管場所として確保されていることを証明する。 年 月 日 警察署長 印			

備考 1 次に掲げる場合は、所在図の添付を省略することができる。ただし、警察署長は、保管場所の付近の目標となる地物及びその位置を知るため特に必要があると認めるときは、所在図の提出を求めることができる。

(1) 自動車の使用の本拠の位置が、旧自動車（申請者が保有者である自動車であって申請に係るもの以外のものをいう。以下同じ。）に係る使用の本拠の位置と同一であり、かつ、申請に係る場所が旧自動車の保管場所とされているとき。

(2) 自動車の使用の本拠の位置が、保管場所の位置と同一であるとき（(1)に該当する場合を除く。）。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第1号（第1条関係）

自動車保管場所証明申請書			
車名	型式	車台番号	自動車の大きさ
			長さ センチメートル 幅 センチメートル 高さ センチメートル
自動車の使用の本拠の位置			
自動車の保管場所の位置			
※保管場所標章番号			
自動車の保管場所の位置欄記載の場所は、申請に係る自動車の保管場所として確保されていることを証明願います。			
年 月 日 警察署長 殿 〒 () 住 所 申請者 氏 名 () 局 番			
第 号 自動車保管場所証明書 自動車の保管場所の位置欄記載の場所は、上記申請に係る自動車の保管場所として確保されていることを証明する。 年 月 日 警察署長 印			

備考 1 次に掲げる場合は、所在図の添付を省略することができる。ただし、警察署長は、保管場所の付近の目標となる地物及びその位置を知るため特に必要があると認めるときは、所在図の提出を求めることができる。

(1) 自動車の使用の本拠の位置が、旧自動車（申請者が保有者である自動車であって申請に係るもの以外のものをいう。以下同じ。）に係る使用の本拠の位置と同一であり、かつ、申請に係る場所が旧自動車の保管場所とされているとき。

(2) 自動車の使用の本拠の位置が、保管場所の位置と同一であるとき（(1)に該当する場合を除く。）。

2 1 (1)に該当することにより所在図の添付を省略する場合は、※印の欄に旧自動車に表示されている保管場所標章に係る保管場所標章番号を記載すること。

3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第2号（第3条関係）

自動車保管場所届出書（新規・変更）			自動車の区分	登録・軽
車名	型式	車台番号	自動車の大きさ	
			長さ	センチメートル
			幅	センチメートル
			高さ	センチメートル
自動車の使用の本拠の位置				
自動車の保管場所の位置		(変更前)		
上記の事項について届出をします。				
警察署長 殿				
〒 () 年 月 日				
住所				
届出者				
氏名				
電話				

備考 1 法第5条、第13条第3項及び附則第6項の規定による届出にあつては「新規」の文字を、法第7条（第13条第4項及び附則第7項において準用する場合を含む。）の規定による届出（以下「変更届出」という。）にあつては「変更」の文字を○で囲むこと。

2 自動車の区分の欄は、法第4条第1項の処分に係る自動車の届出にあつては「登録」の文字を、軽自動車である自動車の届出にあつては「軽」の文字を○で囲むこと。

3 変更届出をする場合において、自動車の保管場所の位置欄には変更後の自動車の保管場所の位置を記入するほか、同欄括弧内に変更前の自動車の保管場所の位置を記入すること。

4 次に掲げる場合は、所在図の添付を省略することができる。

(1) 自動車の使用の本拠の位置が、旧自動車（届出者が保有者であり、又は保有者であった自動車であつて届出に係るもの以外のものをいう。以下同じ。）に係る使用の本拠の位置と同一であり、かつ、届出に係る場所が旧自動車の保管場所とされており、又は当該届出の日前15日以内に保管場所とされていたとき。

(2) 自動車の使用の本拠の位置が、保管場所の位置と同一であるとき（(1)に該当する場合を除く。）。

5 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第2号（第3条関係）

自動車保管場所届出書（新規・変更）			自動車の区分	登録・軽
車名	型式	車台番号	自動車の大きさ	
			長さ	センチメートル
			幅	センチメートル
			高さ	センチメートル
自動車の使用の本拠の位置				
自動車の保管場所の位置		(変更前)		
※ 保管場所標章番号				
上記の事項について届出をします。				
警察署長 殿				
〒 () 年 月 日				
住所				
届出者				
氏名				
() 局 番				

備考 1 法第5条、第13条第3項及び附則第7項の規定による届出にあつては「新規」の文字を、法第7条第1項（第13条第4項及び附則第8項において準用する場合を含む。）の規定による届出（以下「変更届出」という。）にあつては「変更」の文字を○で囲むこと。

2 自動車の区分の欄は、法第4条第1項の処分に係る自動車の届出にあつては「登録」の文字を、軽自動車である自動車の届出にあつては「軽」の文字を○で囲むこと。

3 変更届出をする場合において、自動車の保管場所の位置欄には変更後の自動車の保管場所の位置を記入するほか、同欄括弧内に変更前の自動車の保管場所の位置を記入すること。

4 次に掲げる場合は、所在図の添付を省略することができる。

(1) 自動車の使用の本拠の位置が、旧自動車（届出者が保有者であり、又は保有者であった自動車であつて届出に係るもの以外のものをいう。以下同じ。）に係る使用の本拠の位置と同一であり、かつ、届出に係る場所が旧自動車の保管場所とされており、又は当該届出の日前15日以内に保管場所とされていたとき。

(2) 自動車の使用の本拠の位置が、保管場所の位置と同一であるとき（(1)に該当する場合を除く。）。

5 4(1)に該当することにより所在図の添付を省略する場合は、※印の欄に旧自動車に表示され、又は当該届出の日前15日以内に表示されていた保管場所標章に係る保管場所標章番号を記載すること。

6 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

「様式を削る。」

別記様式第3号（第4条関係）

保 管 場 所 標 章 交 付 申 請 書			
車 名	型 式	車 台 番 号	自 動 車 の 大 き さ
			長さ センチメートル
			幅 センチメートル
			高さ センチメートル
自 動 車 の 使 用 の 本 拠 の 位 置			
自 動 車 の 保 管 場 所 の 位 置			
私は上記の自動車の所有者であるので、保管場所標章の交付を申請します。			
警察署長 殿		年 月 日	
住所		〒 ()	
申請者		() 局 番	
氏 名			
第 号 保 管 場 所 標 章 番 号 通 知 書			
上記に記載された自動車に係る保管場所標章番号を通知します。			
保管場所標章番号			
年 月 日			
警 察 署 長		印	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

「様式を削る。」

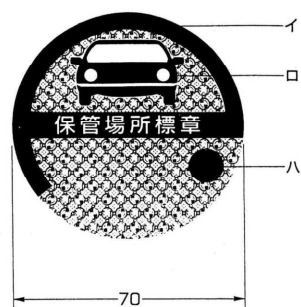
別記様式第4号（第5条関係）

保 管 場 所 標 章 番 号 通 知 書			
車 名	型 式	車 台 番 号	自 動 車 の 大 き さ
			長さ センチメートル 幅 センチメートル 高さ センチメートル
自 動 車 の 使 用 の 本 拠 の 位 置			
自 動 車 の 保 管 場 所 の 位 置			
第 号			
上記に記載された自動車に係る保管場所標章番号を通知します。			
保管場所標章番号			
年 月 日			
警 察 署 長 印			

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

「様式を削る。」

別記様式第5号（第6条関係）

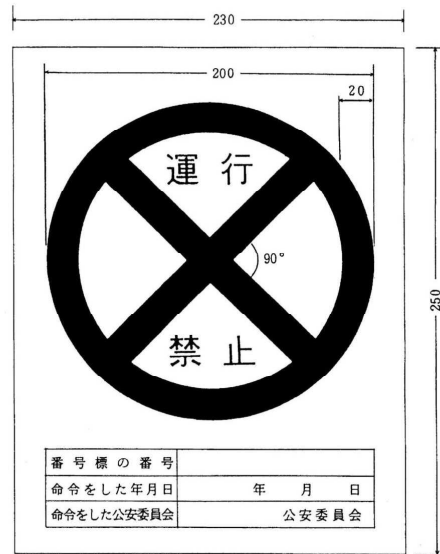


- 備考
- 1 色彩は、イの部分青色、ロの部分黄茶色、地の模様を黄茶色及び紫色、「保管場所標章」の文字及び地を白色とする。
 - 2 ハの部分には、ホログラムシールをはり付ける。
 - 3 保管場所標章には、保管場所標章番号、保管場所の位置及び保管場所標章を交付する警察署長を印字する。
 - 4 保管場所の位置については、都道府県及び市（特別区を含む。）町村名を表示する。
 - 5 図示の長さの単位は、ミリメートルとする。
 - 6 保管場所標章の材質は、容易に劣化しないものとする。

「様式を削る。」

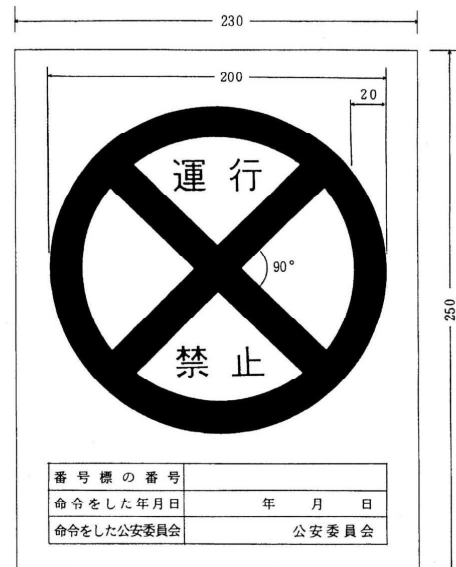
保 管 場 所 標 章 再 交 付 申 請 書			
車 名	型 式	車 台 番 号	自 動 車 の 大 き さ
			長さ センチメートル 幅 センチメートル 高さ センチメートル
自 動 車 の 使 用 の 本 拠 の 位 置			
自 動 車 の 保 管 場 所 の 位 置			
再 交 付 申 請 の 理 由			
私は上記の自動車の保有者であるので、保管場所標章の再交付を申請します。			
警察署長 殿		〒 () 年 月 日	
申請者		住 所 () 局 番	
氏 名			
第 号 保 管 場 所 標 章 番 号 通 知 書			
上記に記載された自動車に係る保管場所標章番号を通知します。			
保管場所標章番号			
年 月 日			
警 察 署 長			印

別記様式第3号（第5条関係）



- 備考 1 色彩は、記号を赤色、文字及び枠を黒色、地を白色とする。
 2 図示の長さの単位は、ミリメートルとする。
 3 標章の材質は、容易に劣化しないものとする。

別記様式第7号（第10条関係）



- 備考 1 色彩は、記号を赤色、文字及び枠を黒色、地を白色とする。
 2 図示の長さの単位は、ミリメートルとする。
 3 標章の材質は、容易に劣化しないものとする。

備考
表中の「」の記載は注記である。

別記様式第4号（第6条関係）

自動車保管場所確保申告書	
下記の自動車の保管場所の位置欄記載の場所に下記の自動車の保管場所を確保した旨を申告します。	
年 月 日	
公安委員会 殿	
〒（ ） 住所	
申告者	電話
氏名	
標章が付されている自動車の 番号 標 番号	
自動車の使用の本拠の位置	
自動車の保管場所の位置	

備考 1 申告者の氏名は、申告者が法人であるときは、その名称及び代表者の氏名とすること。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第8号（第11条関係）

自動車保管場所確保申告書	
下記の自動車の保管場所の位置欄記載の場所に下記の自動車の保管場所を確保した旨を申告します。	
年 月 日	
公安委員会 殿	
〒（ ） 住所	
申告者	（ ） 局 番
氏名	
標章が付されている自動車の 番号 標 番号	
自動車の使用の本拠の位置	
自動車の保管場所の位置	

備考 1 申告者の氏名は、申告者が法人であるときは、その名称及び代表者の氏名とすること。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

附 則

（施行期日）

第一条 この規則は、自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（令和七年四月一日）から施行する。

（経過措置）

第二条 この規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、当分の間、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

2 旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。